



栃木県公報

平成30年
2月2日(金)
第2957号

目次

告 示

- 屋外広告物掲出禁止区域等の指定の一部改正..... 63
- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 63
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 64
- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の登録..... 64
- 道路の区域の変更..... 65
- 道路の供用開始..... 65
- 事業の認定..... 65

公 告

- 平成30年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集..... 68
- 開発行為の工事完了..... 72

調 達 等 公 告

- 入札公告..... 73

告 示

栃木県告示第五十号

屋外広告物掲出禁止区域等の指定（平成十一年栃木県告示第四百七十九号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年二月二日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第一 条例第三条第一号の規定により知事が指定する区域</p> <p>条例第三条第一号の規定により知事が指定する区域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域のうち、次に掲げる地域以外の地域とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>第二～第十 略</p>	<p>第一 条例第三条第一号の規定により知事が指定する区域</p> <p>条例第三条第一号の規定により知事が指定する区域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域のうち、次に掲げる地域以外の地域とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>第二～第十 略</p>

(都市計画課)

栃木県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規

定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月2日

栃木県知事 福田 富一

指定年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成29年 12月26日	秋谷 茉莉	足利市福居町1000-1 パ ナハイツ石原第3-201号	-	-
平成30年 1月6日	齋藤 豊	足利市新山町2228-2	-	-
平成29年 10月10日	藤木 明	鹿沼市上殿町924-3 フ ルール・ド・スリジェ102	-	-
平成29年 12月1日	福田 直美	日光市矢野口139-2	-	-

栃木県告示第52号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30年2月2日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成29年12月8日	星野レディスクリニック	日光市今市489
平成29年2月28日	石橋総合病院	下野市石橋628
平成29年9月30日	おちあい眼科	下野市下古山88-1
平成29年10月31日	アップル歯科クリニック	佐野市高萩町1220-4
平成27年3月31日	入江デンタルクリニック	日光市大室1138-6
平成29年10月31日	スマイル歯科	那須烏山市藤田1477

(保健福祉課)

栃木県告示第53号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項の規定による登録研修機関の登録をしたので、同法附則第17条の規定により次のとおり公示する。

平成30年2月2日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	事 業 者		事 業 所		登 録 の 年 月 日	かくたん 略痰吸引等 研修の課程
	氏名又は名称	住 所 又 は 主たる事務所の 所 在 地	名 称	所 在 地		
0922003	特定非営利活動 法人うりずん	宇都宮市徳次郎 町365-1	うりずん	宇都宮市徳次郎 町365-1	平成30年 1月5日	第三号研修

(障害福祉課)

栃木県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30年2月2日から同年3月5日まで一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 結城石橋線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
42	前	下野市仁良川字結城街道1409-2 から 下野市仁良川字結城街道1446-2 まで	6.8～8.0	723.0	
	後	下野市仁良川字結城街道1409-2 から 下野市仁良川字結城街道1446-2 まで	12.0～21.5	723.0	

栃木県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30年2月2日から同年3月5日まで一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
67	主 要 地 方 道 藤 原 宇 都 宮 線	宇都宮市中里町376-1 から 宇都宮市金田町447-1 まで	平成30年2月2日
177	主 要 地 方 道 羽 生 田 上 蒲 生 線	下都賀郡壬生町大字助谷1213-27から 下都賀郡壬生町大字国谷272-3 まで	平成30年2月3日15時
272	一 般 県 道 県 民 の 森 矢 板 線	矢板市長井字森山内946地先から 矢板市長井字田向内888-2 まで	平成30年2月2日
322	主 要 地 方 道 上 横 倉 下 岡 本 線	宇都宮市宝井町637-3 から 宇都宮市宝井町643-1 まで	平成30年2月2日

(道路保全課)

栃木県告示第56号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月2日

栃木県知事 福田 富一

1 起業者の名称

宇都宮市

2 事業の種類

市道5340号線新設工事（栃木県宇都宮市上籠谷町字大久保地内）

3 起業地

(1) 収用の部分

栃木県宇都宮市上籠谷町字大久保地内

(2) 使用の部分

栃木県宇都宮市上籠谷町字大久保地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、栃木県宇都宮市上籠谷町字下西原地内から同市上籠谷町字大久保地内までの延長1,735mの市道5340号線（以下「本路線」という。）を全体計画区間とする「市道5340号線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本路線は、道路法第8条の規定により宇都宮市長が市道に認定した路線であり、起業者である宇都宮市は、既に本件事業を開始していること、同法第16条の規定により宇都宮市が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本路線は、栃木県宇都宮市上籠谷町字下西原地内の一般国道121号と一般国道408号の交差点である上籠谷町交差点（以下「本交差点」という。）を起点とし、同市上籠谷町字大久保地内の一般国道408号バイパスとの接続部に至る延長1,735mの市道である。また、本路線は宇都宮都市圏内外の広域的な連携の強化や産業経済活動への寄与等を図ることを目的に整備を進めている宇都宮都市計画道路3・3・108号みずほの通り（以下「みずほの通り」という。）の一部を構成している。

本路線が位置する宇都宮市南東地域には、同市内の住宅密集地や商業施設周辺を通過する一般国道121号と、一級河川鬼怒川左岸地域の工業団地周辺を通過する一般国道408号の幹線道路があり、地域住民の通勤、通学、買い物等に利用されているほか、清原工業団地をはじめとする複数の工業団地への市内外からの通勤並びに同市内と栃木県東部地域の相互交通や物流等にも広く利用されている。

しかしながら、本交差点付近では、本交差点以北に位置する清原工業団地をはじめとする複数の工業団地や、本交差点以南に位置する真岡工業団地への通勤時間において、一般国道408号や一般国道121号から流入する自動車交通が交通渋滞を起こし、交通流が低下する状況にある。

平成22年度と平成27年度の道路交通センサスを比較すると、平成25年12月に一般国道408号バイパスが供用開始し自動車交通の転換が図られたこともあり、一般国道408号の自動車交通量は、本交差点北及び南の調査地点において減少しているが、依然として交通量が多い状況にある。

平成27年度道路交通センサスによると、一般国道408号の本交差点北で自動車交通量は12,782台／日、混雑度は1.71、本交差点南で自動車交通量は12,871台／日、混雑度は1.13、一般国道121号の本交差点西で自動車交通量は12,783台／日、混雑度は1.09に達している。また、起業者が平成29年10月に実施した調査によると、朝の通勤時間帯では一般国道121号を本交差点の西から東進する自動車によって、一級河川鬼怒川に架かる桑島大橋を越え本交差点の約2 km西側にある下桑島町交差点付近まで低速度で走行する車列の発生が確認されている。

また、本交差点は、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所と栃木県が設けた「道路行政マネジ

メントを実践する栃木県会議」において、主要渋滞箇所として指定されている。

本件事業が完成することにより、本路線は、宇都宮市南東地域において一般国道408号と一般国道408号バイパスを連絡する新たな東西方向の幹線道路として機能することとなり、一般国道408号が担っている交通が一般国道408号バイパスに更に転換されることから、一般国道408号における更なる交通渋滞の緩和等が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

また、本路線を含むみずほの通りが、一般国道4号バイパスと一般国道408号バイパスを連絡することとなり、利便性の向上が図られ、北関東自動車道や地域高規格道路である常総・宇都宮東部連絡道路が広域的に連絡し、宇都宮都市圏域内外の連携の強化や産業経済活動へ寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 本件事業が周辺的生活環境に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成25年11月に任意で騒音、振動及び大気質について環境影響調査を実施しており、その結果によると、これらは法令に定められた基準を満足するとされている。

また、希少な動植物に与える影響については、起業者が事業開始当初の平成19年3月に策定した保全計画等に基づき、平成19年度から毎年度実施するモニタリング調査により検証を行っている。当該調査の結果によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物では、環境省レッドリストにおいて準絶滅危惧とされているオオタカの営巣と、絶滅危惧Ⅱ類とされているサシバの飛来が確認されているほか、絶滅危惧Ⅱ類とされているタガメ、準絶滅危惧とされているトウキョウダルマガエル、絶滅危惧ⅠB類とされているホトケドジョウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物では、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類とされているキンランその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。

これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響が極めて小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により大部分の生育環境が維持されるため、影響は小さい若しくは極めて小さいと予測されている。

主な保全措置としては、オオタカについては、代替巣を設置するとともに、今後もモニタリング調査を行い、必要に応じて専門家の指導助言を得ながら他の保全措置も実施することとしている。サシバについては、工事車両のルート変更等を行うとともに、今後もモニタリング調査を行い、状況に応じて工事行程の調整等を行うこととしている。また、タガメ等の水生生物については、生息域に代わる多自然型調整池を整備し、ホトケドジョウ等の魚類については、生息域の濁水防止対策を講じ、キンラン等の植物については、各植物に適した環境に移植を講じている。加えて、起業者は、今後工事による改変区域で新たな希少動植物の生息が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、いずれも発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業は、宇都宮市東部地域における交通渋滞の緩和等を図ることを目的として、宇都宮市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第24号）に規定する第3種第2級の規格に基づく4車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成3年2月8日付け栃木県告示第111号により都市計画決定され、平成10年8月21日付け栃木県告示第489号により都市計画が変更されたみずほの通りと法面計画等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

エ 以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア (3)アで述べたとおり、本路線の起点となる本交差点周辺では交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。また、本路線は、宇都宮市が平成22年4月に策定した第2次宇都宮市都市計画マスタープランにおいて、宇都宮市の骨格を形成する道路網である3環状12放射線道路の一路線に位置付けており、さらに、宇都宮市が平成25年3月に策定した第5次宇都宮市総合計画改定基本計画においては、都市間の道路交通機能の充実や防災機能を向上させるために整備を推進する幹線道路と位置づけている。

したがって、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

イ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

宇都宮市建設部道路建設課

(用地課)

公 告

○平成30年度栃木県立産業技術専門学校訓練生の募集

平成30年度に入校する栃木県立産業技術専門学校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門学校規則（昭和47年栃木県規則第36号）第9条の規定により公告する。

平成30年2月2日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 募集する訓練課程

普通職業訓練 短期課程（委託コース）

2 募集予定人員

学 校 名	所 在 地 等	訓 練 科 名	定員 (人)	対 象 者
県央 産業技術専門学校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4 電話 028-689-6380	1 介護職員実務者研修科	20	離転職者
		2 医療事務・歯科事務科	20	離転職者
		3 O A 簿 記 事 務 科	20	離転職者
		4 W E B & グラフィック デ ザ イ ン 科	20	離転職者
		5 介護職員初任者研修科	20	離転職者
		6 O A 事 務 科	20	離転職者
		7 I T 基礎知識資格取得科	20	離転職者
		8 観 光 ビ ジ ネ ス 科	20	離転職者
県北 産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲	9 介護職員初任者研修・ 福祉用具専門相談員科	20	離転職者

県南 産業技術専門校	5226-24 電話 0287-64-4000	10 I T基礎知識資格取得科	20	離転職者
		11 O A 経 理 事 務 科	20	離転職者
	〒329-4214 足利市多田木町76 電話 0284-91-0803	12 介護職員初任者研修・ 福祉用具専門相談員科	20	離転職者
		13 O A 経 理 事 務 科	20	離転職者
		14 医療事務・調剤事務科	20	若年者等
15 I T基礎知識資格取得科	20	離転職者		

注) 全ての訓練科について民間教育訓練機関等に委託して実施する。

3 訓練期間及び応募資格

(1) 訓練期間

訓 練 科 名	訓練期間	入 校 月
1 介 護 職 員 実 務 者 研 修 科	6 か月	4 月
2 医 療 事 務 ・ 歯 科 事 務 科	3 か月	4 月
3 O A 簿 記 事 務 科	3 か月	4 月
4 W E B & グ ラ フ ィ ッ ク デ ザ イ ン 科	6 か月	4 月
5 介 護 職 員 初 任 者 研 修 科	2 か月	5 月
6 O A 事 務 科	3 か月	5 月
7 I T 基 礎 知 識 資 格 取 得 科	6 か月	5 月
8 観 光 ビ ジ ネ ス 科	3 か月	5 月
9 介護職員初任者研修・福祉用具専門相談員科	3 か月	4 月
10 I T 基 礎 知 識 資 格 取 得 科	6 か月	4 月
11 O A 経 理 事 務 科	3 か月	5 月
12 介護職員初任者研修・福祉用具専門相談員科	3 か月	4 月
13 O A 経 理 事 務 科	3 か月	4 月
14 医 療 事 務 ・ 調 剤 事 務 科	4 か月	5 月
15 I T 基 礎 知 識 資 格 取 得 科	6 か月	5 月

(2) 応募資格

職業を転換しようとする者、その他新たな職業に就こうとする者

4 募集期間及び応募方法

訓 練 科 名	募 集 期 間	応 募 方 法
1 介護職員実務者研修科	平成30年2月5日(月)から同年3月2日(金)まで	最寄りの公共職業安定所に求職の申込みをし、入校願書を提出する。
2 医療事務・歯科事務科	平成30年2月5日(月)から同年3月2日(金)まで	
3 O A 簿 記 事 務 科	平成30年2月5日(月)から同年3月2日(金)まで	
4 W E B & グ ラ フ ィ ッ ク デ ザ イ ン 科	平成30年2月5日(月)から同年3月2日(金)まで	
5 介護職員初任者研修科	平成30年3月1日(木)から同月30日(金)まで	
6 O A 事 務 科	平成30年3月1日(木)から同月30日(金)まで	

7	I T基礎知識資格取得科	平成30年3月1日(木)から同月30日(金)まで
8	観 光 ビ ジ ネ ス 科	平成30年3月1日(木)から同月30日(金)まで
9	介護職員初任者研修・ 福祉用具専門相談員科	平成30年2月5日(月)から同年3月2日(金)まで
10	I T基礎知識資格取得科	平成30年2月5日(月)から同年3月2日(金)まで
11	O A 経 理 事 務 科	平成30年3月1日(木)から同月30日(金)まで
12	介護職員初任者研修・ 福祉用具専門相談員科	平成30年2月5日(月)から同年3月2日(金)まで
13	O A 経 理 事 務 科	平成30年2月5日(月)から同年3月2日(金)まで
14	医療事務・調剤事務科	平成30年3月1日(木)から同月30日(金)まで
15	I T基礎知識資格取得科	平成30年3月1日(木)から同月30日(金)まで

※ 定員に満たない場合は、追加募集を行うことがある。

5 選考日、選考方法及び合格発表日

(1) 選考日

訓 練 科 名	選 考 日
1 介 護 職 員 実 務 者 研 修 科	平成30年3月8日(木)
2 医 療 事 務 ・ 歯 科 事 務 科	平成30年3月8日(木)
3 O A 簿 記 事 務 科	平成30年3月9日(金)
4 W E B & グ ラ フ ィ ッ ク デ ザ イ ン 科	平成30年3月9日(金)
5 介 護 職 員 初 任 者 研 修 科	平成30年4月13日(金)
6 O A 事 務 科	平成30年4月13日(金)
7 I T 基 礎 知 識 資 格 取 得 科	平成30年4月16日(月)
8 観 光 ビ ジ ネ ス 科	平成30年4月16日(月)
9 介 護 職 員 初 任 者 研 修 ・ 福 祉 用 具 専 門 相 談 員 科	平成30年3月15日(木)
10 I T 基 礎 知 識 資 格 取 得 科	平成30年3月16日(金)
11 O A 経 理 事 務 科	平成30年4月13日(金)
12 介 護 職 員 初 任 者 研 修 ・ 福 祉 用 具 専 門 相 談 員 科	平成30年3月15日(木)
13 O A 経 理 事 務 科	平成30年3月16日(金)
14 医 療 事 務 ・ 調 剤 事 務 科	平成30年4月12日(木)
15 I T 基 礎 知 識 資 格 取 得 科	平成30年4月13日(金)

(2) 選考方法

面接により選考する。ただし、各産業技術専門校長が必要と認める場合は、適性試験と面接により選考する。

(3) 合格発表日

各産業技術専門校長が指定する日

6 合格通知

各産業技術専門校長から本人に通知する。

7 その他

(1) 平成30年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合は、この募集について変更等を行う

ことがある。

(2) 応募書類は各公共職業安定所で配付する。

(3) 問い合わせ先

各産業技術専門校又は労働政策課（電話 028-623-3235）

学 校 名	所 在 地	電 話 番 号
県央 産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4	028-689-6380
県北 産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲5226-24	0287-64-4000
県南 産業技術専門校	〒329-4214 足利市多田木町76	0284-91-0803

II

1 募集する訓練課程

普通職業訓練 普通課程（資格取得コース）（離転職者等対象）

2 募集予定人員

学 校 名	訓 練 科 名	訓 練 実 施 施 設 名 及 び 所 在 地	募 集 予 定 人 員 (人)
県央 産業技術専門校	介護福祉士科	宇都宮短期大学 宇都宮市下荒針町長坂3829	7
		国際介護福祉専門学校 宇都宮市大通り1-2-5	7
		栃木介護福祉士専門学校 宇都宮市宝木町2-988-5	9
		佐野日本大学短期大学 佐野市高萩町1297	6
		中央福祉医療専門学校 小山市土塔234-2	9
		マロニエ医療福祉専門学校 栃木市今泉町2-6-22	7
	保育士科	作新学院大学女子短期大学部 宇都宮市竹下町908	5
		國學院大學栃木短期大学 栃木市平井町608	8
		佐野日本大学短期大学 佐野市高萩町1297	6
		足利短期大学 足利市本城3-2120	6

3 訓練期間及び応募資格

訓 練 科 名	訓 練 期 間	入 校 月	応 募 資 格
介護福祉士科 保育士科	2年	4月	職業に必要な資格を取得しようとする者

4 募集期間及び応募方法

訓練科名	訓練実施施設名及び所在地	募集期間	応募方法
介護福祉士科	宇都宮短期大学 宇都宮市下荒針町長坂3829	平成30年2月5日(月)から 同年3月2日(金)まで	最寄りの公共職業安定所に求職の申込みをし、県央産業技術専門校及び入校を希望する訓練実施施設に入校願書を提出する。
	国際介護福祉専門学校 宇都宮市大通り1-2-5		
	栃木介護福祉士専門学校 宇都宮市宝木町2-988-5		
	佐野日本大学短期大学 佐野市高萩町1297		
	中央福祉医療専門学校 小山市土塔234-2		
	マロニエ医療福祉専門学校 栃木市今泉町2-6-22		
保育士科	作新学院大学女子短期大学部 宇都宮市竹下町908		
	國學院大學栃木短期大学 栃木市平井町608		
	佐野日本大学短期大学 佐野市高萩町1297		
	足利短期大学 足利市本城3-2120		

※ 定員に満たない場合は、追加募集を行うことがある。

5 選考日、選考方法及び合格発表日

(1) 選考日

県央産業技術専門校長が指定する日

(2) 選考方法

面接により選考する。ただし、県央産業技術専門校長が必要と認める場合は、適性試験と面接により選考する。

(3) 合格発表日

県央産業技術専門校長が指定する日

6 合格通知

県央産業技術専門校長から本人に通知する。

7 その他

(1) 平成30年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合は、この募集について変更等を行うことがある。

(2) 応募書類は各公共職業安定所で配付する。

(3) 問合せ先

県央産業技術専門校（電話 028-689-6380）又は労働政策課（電話 028-623-3235）

（労働政策課）

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年2月2日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
芳賀郡芳賀町大字下高根沢字下原3932番354	芳賀郡芳賀町大字下高根沢3932番地354	小 筆 則 夫
芳賀郡芳賀町大字下高根沢字下原3932番428	宇都宮市ゆいの杜六丁目30番46号 フェイムA101	山 岸 佐 知 子 山 岸 孝 行
下都賀郡壬生町大字壬生乙字愛宕裏788番1、788番2、792番1、793番1、794番1、795番3、795番4	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	大和リース株式会社

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年2月2日

栃木県立衛生福祉大学校長 川 島 敦 雄

I

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 警備業務
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削減されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。
- (4) 履行場所 栃木県立衛生福祉大学校

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、施設管理（警備）の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成30年3月1日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-0834 栃木県宇都宮市陽南4丁目2番1号
栃木県立衛生福祉大学校事務部総務課 電話 028-645-9226
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年3月1日午前11時 南館1階会議室
- (3) その他 入札説明書は、平成30年2月2日から同月23日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で

最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、入札資格を審査の上、落札者を決定する。

(4) その他

ア 最低制限価格の有無 有

イ 入札の変更等 平成30年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

ウ その他 詳細は、入札説明書による。

II

1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名 空調電気機械設備保守管理業務

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 履行場所 栃木県立衛生福祉大学校

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、施設管理（清掃、設備の保守）の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成30年3月1日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-0834 栃木県宇都宮市陽南4丁目2番1号

栃木県立衛生福祉大学校事務部総務課 電話 028-645-9226

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年3月1日午前11時30分 南館1階会議室

(3) その他 入札説明書は、平成30年2月2日から同月23日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、入札資格を審査の上、落札者を決定する。

(4) その他

ア 最低制限価格の有無 有

イ 入札の変更等 平成30年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

ウ その他 詳細は、入札説明書による。

(医療政策課)